

#### (4) 支給決定の際の勘案事項

##### 【障害者総合支援法のサービスの申請】

当該申請に係る次の項目について勘案します。

- ① 障害者等の障害支援区分又は障害の種類及び程度その他の心身の状況
- ② 障害者等の介護を行う者の状況
- ③ 障害者等に関する介護給付費等の受給の状況
- ④ 障害児の障害児通所支援又は指定入所支援の利用の状況
- ⑤ 障害者の介護保険給付に係る居宅サービスの利用の状況
- ⑥ 障害者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用の状況
- ⑦ 障害者等又は障害児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容
- ⑧ 障害者等の置かれている環境
- ⑨ 障害福祉サービスの提供体制の整備の状況
- ⑩ サービス等利用計画案

##### 【児童福祉法のサービスの申請】

当該申請に係る次の項目について勘案します。

- ① 障害児の障害の種類及び程度その他の心身の状況
- ② 障害児の介護を行う者の状況
- ③ 障害児の保護者に関する障害児通所給付費の受給の状況
- ④ 障害児の保護者に関する障害児入所給付費の受給の状況
- ⑤ 障害児の保護者に関する介護給付費等の受給の状況
- ⑥ 障害児に関する保健医療サービス又は福祉サービス等の利用状況
- ⑦ 障害児又は障害児の保護者の障害児通所支援の利用に関する意向の具体的内容
- ⑧ 障害児の置かれている環境
- ⑨ 障害児通所支援の提供体制の整備の状況
- ⑩ 障害児支援利用計画案

#### (5) 市内の障害福祉サービス事業所について

市内の障害福祉サービス事業所については、自立生活支援課窓口にお問い合わせいただくか、市公式ホームページでご確認ください。

<https://www.city.koganei.lg.jp/kenkofukuhsi/shogaishafukushi/shisetsu/jigyoushokennsaku.html>



(6) 標準支給量について

障害者総合支援法では、障害福祉サービス等の給付について、国の費用負担を「義務化」していますが、無条件ですべて負担することは困難なため、限りある国費を公平に配分し、市町村間のサービスのばらつきをなくすために、市町村に対する国庫負担（精算基準）の上限が定められています。

この基準の2倍までの範囲を市で支給決定できる標準支給量とします。

(7) 標準支給量の算定方法

一月当たりの標準支給量は、「厚生労働大臣が定める障害福祉サービス等負担対象額に関する基準等（平成18年厚生労働省告示第530号、以下「負担基準」という。）」に定める単位数に2を乗じた値の範囲内とします。

一日当たりの支給量を算出する場合には、標準支給量の上限値を月当たりの利用日数で除すことにより一日当たりの上限値を求め、その範囲内で、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号、以下「算定基準」という。）」に定める算定方法にあてはめた場合に、整数値として換算できる最大の時間数とします。

【算出例】（重度訪問介護利用、障害支援区分6、居宅利用、令和4年10月現在）

- ① 負担基準に定める単位数：50，800単位（二、イ、(3)、(一)、a)
- ② 標準支給量の上限値：①×2＝101,600単位
- ③ 一日当たりの上限値：②÷31日＝3277.42単位（以下、四捨五入）
- ④ 算定基準にあてはめた場合：項目＝第2、1、イ、(10)に該当

2，172単位（12時間）に30分毎に80単位を加算

12時間00分＝2，172単位

18時間30分＝3，212単位（2，172＋80×13）<③

19時間00分＝3，292単位（2，172＋80×14）>③

→ ③以内の整数値＝18時間30分が一日当たりの最大の時間数

ただし、障害福祉サービスの種類によっては、単位数によらず、時間数等で一月あたりの標準支給量を定めます。

なお、単位数による上限値については、負担基準及び算定基準の改正に伴い変動するため、『小金井市障害福祉サービス標準支給量一覧』を別に定め、必要に応じて改定します。

(8) 非定型の支給決定における審査参考資料等

標準支給量を超える支給決定を行う場合には、非定型の支給決定とし、障害者もしくは障害児の保健又は福祉に関する学識経験を有する者で構成する「小金井市障害支援区分判定審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴き、個別に適切な支給量を定めます。その場合には、審査に必要な参考資料として、次に掲げる書類等の提出が必要となる場合があります。

- ア 非定型の支給決定を要する主障害、疾病の主治医の意見のわかるもの  
(例) 診断書、意見書 等
- イ 日常生活の様子、家族や支援者等が行っている支援の内容がわかるもの  
(例) 生活状況報告書、支援状況報告書 等
- ウ その他市が必要と認めるもの

※ 児を対象とするサービスについては、区分審査会による判定がないため、医師又は障害児相談支援事業者等による意見書を添えて申告書（それぞれ書式は任意。P. 38～P. 40に参考書式あり）を必ず提出してください。

#### (9) 重度心身障害者（児）について

重症心身障害者（児）とは、重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している障害者（児）で、大島分類図の1、2、3、4にあたる方が対象となります。本市では、次のアかつイに該当する障害者（児）を重症心身障害者（児）として認定します。

ただし、身体障害者手帳や療育手帳の所持がない場合でも、医療機関から提出される診断書等により、本人の状況を総合的に勘案し、重度心身障害者（児）と認定する場合がありますので、事前にご相談ください。

- ア 身体障害者手帳（肢体不自由に限る）の1級または2級が交付されており、かつ、愛の手帳の1度または2度（他療育手帳についてはそれと同等）が交付されている障害者（児）
- イ 大島分類図の1、2、3、4に該当する障害者（児）

#### (10) その他留意事項

- ア 介護保険対象者は、障害福祉サービスのうち同様のサービスが介護保険サービスにある場合には、原則として介護保険サービスの利用が優先されます。
- イ 通勤、通学、通所等の送迎については、原則として支給対象としません。
- ウ 経済的、政治的、宗教的活動等その他社会通念上適用することが適当でないと思われる活動については、支給対象としません。
- エ 目的が同様のサービスの併給はできません。
- オ 同一時間帯の複数サービスの利用はできません。
- カ ここに定める難病患者等とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第一条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（平成27年厚生労働省告示第292号）のある者としてします。

#### (11) 審査請求について

障害支援区分の認定やサービスの支給決定に不服がある場合には、不服のある内容を知った日の翌日から起算して3か月以内に東京都知事に対し審査請求をすることができます。その際の手続きについてご不明な点は、自立生活支援課にお問い合わせください。